

名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 渡辺 義郎

名古屋市選挙管理委員会規程第 1 号

名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する規程

名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程（令和 6 年名古屋市選挙管理委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 4 号中「（昭和 25 年名古屋市条例第 32 号）第 23 条」を「（令和 7 年名古屋市条例第 42 号）第 22 条」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。